

平成28年稲敷市農業委員会第4回総会

〔5月10日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 5 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 7 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 8 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 9 農地改良協議に対する同意について
 - 日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 12 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 13 平成28年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 報告第1号
 - 日程 3 報告第2号
 - 日程 4 報告第3号
 - 日程 5 報告第4号
 - 日程 6 議案第1号
 - 日程 7 議案第2号
 - 日程 8 議案第3号
 - 日程 9 議案第4号
 - 日程 10 議案第5号
 - 日程 11 議案第6号
 - 日程 12 議案第7号
 - 日程 13 議案第8号
-

出席委員

1 番	古 澤 真 和 君	1 7 番	坂 本 富 男 君
2 番	遠 藤 一 行 君	1 8 番	濱 田 昭 一 君
3 番	高 須 一 郎 君	1 9 番	横 田 悌 次 君
4 番	加 納 昭 君	2 0 番	宮 本 善 助 君
5 番	根 本 脩 君	2 1 番	飯 塚 恒 雄 君
6 番	小 貫 和 子 君	2 2 番	篠 崎 惣 壽 君
7 番	吉 岡 一 仁 君	2 3 番	澤 邊 雅 之 君
8 番	山 本 陽 子 君	2 4 番	野 口 克 行 君
9 番	松 田 守 君	2 5 番	篠 崎 文 夫 君
1 0 番	村 山 文 雄 君	2 6 番	山 下 恭 一 君
1 1 番	関 口 邦 子 君	2 7 番	飯 沼 喜 見 古 君
1 2 番	山 口 幸 一 君	2 8 番	墳 本 典 勇 君
1 3 番	森 田 康 君	2 9 番	松 本 文 雄 君
1 4 番	木 内 昌 秀 君	3 0 番	足 立 久 美 子 君
1 5 番	坂 本 雅 美 君	3 1 番	黒 田 仁 君
1 6 番	宮 本 昇 君	3 2 番	川 島 昇 君

欠席委員

出席説明委員

農業委員会事務局長	諸 岡 祐 一
農業委員会事務局長補佐	大久保 健 一
農業委員会事務局係長	油 原 雅 人
農業委員会事務局主査	宮 本 昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

午後 3 時開会

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君） それでは、ただいまから、平成 28 年 5 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろ

しくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

本日の出席委員は、全員32名です。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項
の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署
名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、30
番、足立久美子委員、31番、黒田仁委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出に ついて

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」
を議題といたします。事務局より報告を願います。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」
でございます。

受理番号1番、太田字浮添他1地区、田5筆、17,866平方メートルでございます
が、農林振興公社が行う中間管理機構特例事業により、所有権の移転を行うものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく
お願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出に ついて

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）2ページをお開き願います。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号7番までを一括して報告いたします。2ページから5ページになります。本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作または作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）6ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、柴崎字三島、田1筆、426平方メートルでございますが、事業者が賃貸借権設定により申請地に太陽光発電施設を設置するものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）7ページをお開き願います。

報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、村田字塙、畑1筆、151平方メートルでございますが、農業用倉庫を建築するため、届出があったものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転4件、交換による所有権移転2件、合計6件でございます。

受理番号1番、太田字浮添ほか1地区、田5筆、17.866平方メートルについてですが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については、別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番、下太田字下宿、畑1筆、353平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号3番、上之島字上ノ島、田1筆、3,636平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

受理番号4番、駒塚字野添、田1筆、3,092平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号5番、駒塚字戸上、畑1筆、197平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

9ページをお開き願います。

受理番号6番、上之島字上ノ島、田1筆、3,623平方メートルについてですが、受け人が耕作利便のため交換するものでございます。

以上6件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお受理番号1番については、茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○32番（川島昇君）32番，川島です。受理番号2番について説明をいたします。5月4日に古澤委員と受人の調査をいたしました。申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は，150日であります。経営面積181アールであります。調査の結果受人は，農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号3番について，関口委員より報告をお願いします。

○11番（関口邦子君）11番，関口です。受理番号3番について報告いたします。5月7日に加納委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台を所有しております。農作業従事日数は200日です。経営面積は224アールです。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号4番から5番について，飯沼委員より報告をお願いします。

○27番（飯沼喜見古君）27番，飯沼です。受理番号4番について調査報告いたします。5月1日に篠崎委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター2台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は，150日であります。農業経営面積は，213アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受理番号5番について調査報告いたします。5月1日に篠崎委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は，150日であります。農業経営面積は，173アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号6番について，私，4番，加納より報告をいたします。5月7日に関口委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は，160日であります。農業経営面積は，161アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、上須田字上須田、田1筆、2,377平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電施設用地に転用するものでございます。申請地は全体面積7,132平方メートルのうち2,377平方メートルが農地で、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済みであり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、中山字長畑、畑1筆、1,007平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○31番（黒田仁君）31番、黒田です。受理番号1番について、さる9日、根本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからな

いものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号2番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○2番（遠藤一行君） 2番、遠藤です。受理番号2番について、さる9日、山口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 11ページをお開き願います。

議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付4件、転用事実証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、西代字下手、田3筆、畑1筆、444平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、西代字東田、畑1筆、556平方メートルについて、登記地目変更の為

の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、柏木字栗山、田1筆、1、262平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、上之島字上之町、田1筆、89平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成4年10月28日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号5番、上之島字上之町、他1地区、田1筆、畑1筆、388平方メートルについて、登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。昭和60年6月18日、南農企指令第105号、公会堂用地、で許可されております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君） 11番、関口です。受理番号1番、2番について、さる9日、加納委員と坂本委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく、20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君） 24番、野口です。受理番号3番について、さる9日、高須委員と坂本委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いなく、20年以上前からゴルフ場用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号4番から5番について、私、4番加納より報告をいたします。

○4番（加納昭君） 4番、加納です。受理番号4番、5番について、さる9日、関口委員と坂本委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いなく、4番については、20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2

条の農地に該当せず非農地として判断します。5番については、転用目的のとおり公会堂用地として利用されていることを確認しました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）12ページをお開き願います。

議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」でございます。平成28年4月25日受理、江戸崎字長町、田1筆、1,536平方メートルの内、480平方メートルについて、田畑転換のための農地改良協議でございます。果樹栽培をするため、市内の業者に搬入を依頼し、480立方メートルの土で申請地を約1メートル埋め立てる計画でございます。以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。これより、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程 10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 本件は差し替えがございますので、申し訳ございませんが、差し替え用紙の方の、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」をお願いいたします。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。今回は、新規設定が、11件、24筆、71,731平方メートル、再設定が、6件、23筆、46,570平方メートル、合計、17件、47筆、118,301平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、須賀津字須賀津、田2筆、5,833平方メートル、新規設定で、利用目的がレンコン、期間が10年、小作料は10アール当たり、4万円、設定を受ける方は、本年4月に稲敷市の認定農業者になられた方で、現在まで利用権の設定等をしていなかったため、農地台帳上の経営面積はありませんが、今回の受理番号1番から、受理番号6番までの利用権新規設定農地585アールが現在の実際の経営面積となり、作付作物はレンコン、農作業従事日数は240日となります。レンコン作りは約10年ほど行っているとのことです。

受理番号2番、本新、現況田4筆、15,882平方メートル、新規設定で、利用目的がレンコン、期間が10年、小作料は10アール当たり、4万円、設定を受ける方は、受理番号1番と同じ方でございます。

受理番号3番、本新、現況田3筆、13,720平方メートル、新規設定で、利用目的がレンコン、期間が10年、小作料は10アール当たり、3万円、ほかの利用権設定農用地と比べて、小作料が低くなっておりますが、単位面積当たりの収穫量が、ほかよりやや落ちるため、とのことでございます。設定を受ける方は、受理番号1番及び2番と同じ方でございます。

受理番号4番、本新、田1筆、14,322平方メートル、新規設定で、利用目的がレンコン、期間が10年、小作料は10アール当たり、4万円、設定を受ける方は、受理番号1番から3番までの方と同じ方でございます。

受理番号5番、浮島字関谷、田1筆、5,752平方メートル、新規設定で、利用目的がレンコン、期間が10年、小作料は10アール当たり、4万円、設定を受ける方は、受理番号1番から4番までの方と同じ方でございます。

受理番号6番、下馬渡字池田、田2筆、3,072平方メートル、新規設定で、利用目的がレンコン、期間が10年、小作料は10アール当たり、4万円、設定を受ける方は、受理番号1番から5番までの方と同じ方でございます。

1枚捲っていただきまして、

受理番号7番、境島字川脇、他1地区、田7筆、5,539平方メートル、新規設定で、

利用目的が水稲，期間が10年，小作料は10アール当たり，2表，設定を受ける方は，経営面積598アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数200日の認定農業者でございます。

受理番号8番，太田字笹前，田1筆，1，990平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が3年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，河内町在住で，経営面積319アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数180日の農業者でございます。

受理番号9番，浮島字内妙岐，田1筆，1，996平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が6年，小作料は10アール当たり，1.5俵，設定を受ける方は，経営面積2，774アールの水稲，及びレンコンを作付けする農家で，農作業従事日数300日の認定農業者でございます。

受理番号10番，浮島字妙岐，田1筆，1，596平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が6年，小作料は10アール当たり，1.5俵，設定を受ける方は，受理番号9番と同じ方でございます。

受理番号11番，下太田字下宿，田1筆，2，029平方メートル，新規設定で，利用目的が水稲，期間が6年，小作料は10アール当たり，2俵，設定を受ける方は，経営面積1，902アールの水稲等を作付する農家で，農作業従事日数230日の認定農業者でございます。

受理番号12番から17番までは再設定となります。詳細につきましては，議案書のとおりでございます。

以上，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく，ご審議をお願いいたします。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
（中間管理事業）

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 16ページをお願いいたします。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、10件、47筆、105,505平方メートルについてでございます。

受理番号1番から10番までの詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく、ご審議をお願いいたします。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 19ページをお願いいたします。

議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画(案)は、14件、47筆、104,335平方メートルでございます。

借受人につきましては、同法第17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集

に応募し、公表されている方々でございまして、同法第18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、問題はないと考えます。

受理番号1番から14番までの配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程13 議案第8号 平成28年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第8号、「平成28年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） それでは、議案第8号、「平成28年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」のご説明をさせていただきます。これは、農業委員会の役割、機能等の活動方向を明確にして目に見える活動として取り組むために、毎年度作成しているものです。

要点の概要説明をさせていただきたいと思います。

1番の農地対策の推進でございますが、遊休農地の解消、違反転用への適正な対応、農地の監視活動、あっせん活動の強化の4つの項目についてそれぞれ目標を設定して取り組んでいくものでございます。

続きまして、2番の遊休農地に関する措置でございますが、農地の利用状況調査、遊休農地への指導の2項目について、目標を設定して取り組むものでございます。

次に3番の担い手対策の推進ですが、認定農業者と担い手の確保育成支援、担い手に対する農地集積支援、担い手に対する各種支援策の周知の3項目を推進するものでございます。

次に4番目の農政対策の推進でございますが、市への建議活動、それから食農教育の推進、農業者年金への加入推進の3項目について、目標を設定して取り組むものでございます。

次に5番の情報提供活動でございますが、全国農業新聞の普及推進、農業委員会だよりの発行について取り組みを行うものでございます。

次に6番の活動記録の徹底でございますが、活動記録ノートの記録を徹底し、活動の検証を行うものでございます。

次に7番の活動計画の策定及び活動の評価点検についてでございますが、これは年間の目標及び活動計画を策定し、年度末にその点検、評価を行うものでございます。

ただいまご説明させていただきました活動重点事業につきましては、本日開催いたしました運営委員会におきまして、ご承認をいただき、ここにご提案をさせていただくものでございます。ご説明の方は以上でございます。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第8号、「平成28年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成28年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後3時50分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長

加納 昭

⑩

30番委員

足立 久美子

⑩

31番委員

黒田 仁

⑩
